

**「まるっと京都」周遊観光促進クエスト型デジタルラリー企画・運営業務
に係る企画提案（プロポーザル）実施要領（案）**

令和 8 年 7 月 30 日
（公社）京都府観光連盟

公益社団法人京都府観光連盟（以下「当連盟」という。）では、「まるっと京都」周遊観光促進クエスト型デジタルラリー企画・運営業務の委託について、次のとおり募集しますので、受託希望者は下記の事項に従い企画提案書を作成の上、応募してください。

記

1 目的

京都府・京都市で取り組んできた、府市の各地域の魅力を高め、地域の活性化や観光地の分散化につなげるとともに、府市の多様なエリアの周遊観光を一体的に推進する「まるっと京都」のさらなる促進に向けて、国内旅行者の宿泊を伴う周遊企画及びプロモーションを実施する。

2 業務の概要

- （1）業務の名称 「まるっと京都」周遊観光促進クエスト型デジタルラリー企画・運営業務
- （2）業務の内容 別紙、業務委託仕様書のとおり
- （3）委託契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
（業務完了報告書の提出を含む。）
- （4）委託上限額 5,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

3 応募資格

- （1）企画提案に参加する者は、次のすべての要件を満たすこと。なお、2 者以上の団体がグループを構成して応募する場合は、すべての構成員が次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - ウ 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
 - エ 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - （ア）法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - （イ）法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は

暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(2) 2者以上による提案については以下の形態とする。

2者以上による共同提案は可能とするが、当連盟は代表者とのみ委託契約を行う。提案書については代表者の責任において1通にまとめて所要部数を提出し、その他の参加者については、代表者との委託契約（当連盟との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。また、制作業務全体の進行管理及びとりまとめは、代表者の責任において行うこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁2号館3階）

公益社団法人京都府観光連盟

電話番号：075-411-9990 F A X 番号：075-411-9993

メールアドレス：s-murakami@kyoto-kankou.or.jp

(2) 募集要領等の公開

ア 公開期間：令和8年7月30日（木）～令和8年8月24日（月）午後5時まで

イ 公開場所：京都府観光連盟公式サイト 京都観光ガイド 事業者の皆様ページ内 お知らせ。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和8年8月24日（月）午後5時（必着）

※提出期限後に到着した応募書類は如何なる場合においても無効とする。

イ 提出先：(1) に同じ

ウ 提出方法：持参（平日：午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

正本についてはデータでも(1)のメールアドレスに送ること。なお、送信後、必ず確認の連絡を入れること。

5 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和8年8月7日（金）午後4時まで（必着）

(2) 質疑方法：下記、Forms の URL より入力すること。

Forms：<https://forms.cloud.microsoft/r/FckagfuZkK>

※電話・メールでの質問については回答しません。必ずFormsに入力すること。

(3) 質疑様式等：Forms の項目に沿って入力し、質問内容を端的に記載すること。

- (4) 回答日時：質問書提出期限日の3営業日後中（土曜日・日曜日及び祝日を除く）
- (5) 回答方法：質問への回答は、当連盟ホームページに掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

(1) 提出書類

ア 様式1（参加表明書）及び様式2（会社概要）を添付のうえ、次の（ア）～（ク）正本1部、（ア）・（イ）のみの副本6部を提出すること。また、正本はPDFにして必ずデータでも提出すること。

（ア）企画提案書（判型はA4横（様式自由）とする。）業務仕様書を踏まえ提案すること。

a 提案概要 コンセプト等、提案の狙いがわかるもの

b 実施計画 事業スケジュール、事業実施人員体制など、事業全体の完了までの進め方がわかるもの

c 事業実績 類似業務の実績がある場合、当該事業の概要がわかるもの

（イ）価格提案書（見積書）（積算根拠が明確になるよう具体的に記述すること。）

（ウ）京都府税の滞納がないことの証明又は納税証明書（府税ダウンロードサービス参照。）

（エ）消費税及び地方消費税の納税証明

※（ウ）及び（エ）については、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

（オ）使用印鑑届（別紙様式3のとおり。）

（カ）グループで参加の場合は、グループ構成員表兼委任状を添付のこと。（別紙様式4のとおり）

（キ）提案者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

a 法人登記簿謄本（1部） ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

b 法人定款 ※法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等がある場合は添付すること。

（ク）提案者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

a 団体の規約

b 役員一覧

(2) 企画提案書の作成方法

業務委託仕様書のとおり。なお、真に必要な場合を除く、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準 別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催日・場所等については、別

途メールにて通知する。

(3) 評価方法

企画提案書及び価格提案書（以下、企画提案書等という）等について、別紙「評価基準」に基づいて審査を行い、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上、選定委員会で選定する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、評価基準の総合点が 60%未満の場合は候補者として選定しない。

エ ア、イで契約の相手方の候補者として選定された候補者を、選定委員会にて最終選定する。

(5) その他

次の掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合（提出期限を過ぎた場合）

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が 2（4）の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者及び選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を参加表明書（様式 1）の連絡先に郵送にて通知する。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と当連盟との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。

(3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当連盟から指示があった場合を除く。

(4) 参加表明書を提出した後、当連盟が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類当の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 法律第 51 号）に定める単位に限る。

- (7) 参加者が1 者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。
- (8) 本事業は、当連盟の委託事業であり、事業の成果等は当連盟に属する。
- (9) 委託先の事業者は、定期的に事業の進捗状況を報告するとともに、事業の受託により得られた情報等については、委託事業終了後も守秘義務を遵守すること。

1 1 スケジュール

- (1) 募集開始 令和8 年7 月30 日（木）
- (2) 質問の提出期限 令和8 年8 月7 日（金）午後4 時
- (3) 企画提案書等の提出期限 令和8 年8 月24 日（月）午後5 時
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング 令和8 年8 月27 日（木）予定
- (5) 結果通知 令和8 年9 月下旬頃
- (6) 履行期限（業務完了報告書の提出） 令和9 年3 月31 日（水）